

全国水産試験場長会規約

（名称）

第1条 本会は全国水産試験場長会と称する。

（目的）

第2条 本会は、地方の水産試験研究機関の連携及び情報交換を緊密にするとともに、活動の現状や課題等を中央の水産行政・研究機関、漁業団体及び学会等に発信し、また、水産試験研究に対する国民理解を深めることにより、地方水産試験研究の持続的な発展を図り、もって水産業の振興に寄与することを目的とする。

（会員）

第3条 本会の構成機関は、都道府県（以下、「県」という。）が設置した水産試験研究機関又は県が設置した地方独立行政法人に属する水産試験研究機関とし、構成者（以下、「会員」という。）は前記構成機関の長、もしくはそれに準じる者とする。

また、県に独立の水産試験研究機関を有さない場合は、水産試験研究に関する業務を行う機関又は部局等を構成機関とし、会員は機関の長もしくはそれに準じる者とする。

なお、水産加工等の水産に関する試験研究の一部を業務とする機関が別に存在している場合には、本会への参加を可とする。

（事業）

第4条 本会の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 会員間及び本会に関係する他機関との情報交換
- (2) 中央の関係機関への要望及び提言
- (3) 全国大会の開催
- (4) 優秀研究業績の表彰
- (5) 会報の発信
- (6) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

2 事業の実施にあたり必要な事項は別に定める。

（役員）

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名（1名を企画担当、2名を政策担当とする。）
- (3) 幹事 若干名
- (4) その他必要な役員

第6条 会長は会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐するとともに、別に定める職務を担当する。

3 幹事は会の運営に当たり、会長、副会長に協力し、積極的な役割を果たすものとする。

（部会組織）

第7条 本会的確な運営を図るため、本会に海面にかかる試験研究を業務とする会員の代表者からなる海面部会及び内水面にかかる試験研究を業務とする会員の代表者からなる内水面部会をおく。

2 部会の運営等に必要な事項は別に定める。

(役員を選出)

第8条 会長の選出方法等については別に定める。

- 2 企画担当副会長1名は当面北海道が務め、政策担当副会長2名は海面部会及び内水面部会の各部長が務める。
- 3 前条の海面部会及び内水面部会を構成する代表者をもって本会の幹事とする。
- 4 幹事の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5 会長は、会員の中から本人の同意及び幹事会での承認を得た上で必要な役員を選任することができる。

(会議等)

第9条 本会の運営を適切なものとするため、幹事会を開催する。

- 2 幹事会は役員をもって構成し、会長が招集する。
- 3 幹事会は役員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決を要する事項については、出席者の過半数により決する。ただし本規約の改正、その他幹事会が必要と認めた事項については、第3条に規定する会員が属する県の代表者の3分の2以上の承認を得て決するものとする。
- 4 幹事にあって幹事会に出席出来ない場合は、指名する者を代理出席させることができる。

第10条 会長は、会務を円滑にするため、必要に応じて正副会長会議を招集することができる。

(運営)

第11条 本会の運営は毎年4月1日から翌年3月31日までの年度により行う。

第12条 本会の運営に関し会費は徴せず、活動にかかる経費は会員において負担する。

(事務)

第13条 役員にかかる事務は役員の所属する機関において処理する。

(その他)

第14条 本規約に定めのない事項にあって別に定める必要がある場合は、都度幹事会で決定する。

付則 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

付則 この規約は、平成24年5月25日から施行する。

付則 この規約は、平成27年11月12日から施行する。